

幼児教育・保育の無償化に関する 都道府県等説明会

第一部 行政説明資料

令和元年5月30日（木）
内閣府子ども・子育て本部

目 次

1. 幼児教育・保育の無償化実施の経緯等

資料1	幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯	3
-----	------------------------	---

2. 幼児教育・保育の無償化に関する法令等について

資料2-1	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について（概要）	9
資料2-2	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律	別冊1
資料2-3	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附帯決議	14
資料3-1	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案について（概要）	16
資料3-2	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案	別冊1
資料4-1	子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令案について（概要）	19
資料4-2	子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令案	別冊1
資料5-1	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案について（概要）	23
資料5-2	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案	別冊1
資料6	幼児教育・保育の無償化の施行に伴う条例制定事項等の検討について	27

3. 地方自治体の準備にあたっての手続き等について

資料7	市町村における幼児教育・保育の無償化の施行までの工程表（モデル）	33
資料8	施設等利用給付事務等の実務フロー（第1版）	35
資料8-1	施設等利用給付に係る確認の参考様式	75
資料8-2	施設等利用給付に係る認定の参考様式	95
資料8-3	施設等利用給付に係る請求の参考様式	111
資料8-4	副食費の施設による徴収に係る補足給付申請の参考様式	133
資料8-5	施設等利用給付に係る企業主導型保育事業関係の参考様式	141
資料9	幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年5月30日版】	別冊2

4. 幼児教育・保育の無償化に関する予算等について

資料10	幼児教育・保育の無償化に関する令和元年度予算について	151
資料11	教育・保育給付交付金及び施設等利用給付交付金について	156
資料12	幼児教育・保育無償化実施円滑化事業及び幼児教育・保育無償化システム改修等事業について	157

5. 無償化の対象となる施設・事業ごとの留意点について

(1) 子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園について

資料13	令和元年度における幼稚園就園奨励費補助金の取扱いについて	163
資料14	新制度未移行園における副食費の算出と補足給付事業について	168

(2) 幼稚園等における預かり保育について

資料15	預かり保育事業における施設等利用費の給付について	171
資料16	幼稚園等利用者が認可外保育施設等の施設等利用費を受給する場合の取扱いについて	172

資料1 7	預かり保育事業に係る確認事務の詳細について	174
-------	-----------------------	-----

(3) 認可外保育施設等について

資料1 8	認可外の居宅訪問型保育事業者の資格・研修受講の基準	177
資料1 9	認可外保育施設の質の確保・向上の充実強化について	181
資料2 0	認可外保育施設に係る届出対象施設の拡大について	186
資料2 1	認可外保育施設に関する情報共有のためのシステム	194
資料2 2	施設等利用給付認定を取得して認可外保育施設を利用する際の手続きについて	195

6. 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う食材料費の取扱いについて

資料2 3	幼児教育・保育の無償化の実施に伴う食材料費の取扱いについて	別冊3
資料2 4	食材料費の考え方に関する通知（案）	別冊3
資料2 5	食材料費に関する保護者向け説明資料	別冊3

7. 制度運用上の留意事項について

資料2 6	保育料・副食費に係る多子減免の算定基準について	199
資料2 7	施設等利用費の日割り計算の考え方について	200
資料2 8	質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げへの対応について	201
資料2 9	いわゆる幼児教育類似施設について	207

8. 幼児教育・保育の無償化に関する説明資料について

資料3 0-1	幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料	213
資料3 0-2	新制度に移行した幼稚園に関する住民・事業者向け説明資料	217
資料3 0-3	新制度未移行幼稚園に関する住民・事業者向け説明資料	219
資料3 0-4	認可外保育施設に関する住民・事業者向け説明資料	221
資料3 0-5	就学前障害児の発達支援に関する住民・事業者向け説明資料	223

9. 就学前障害児の発達支援の無償化について

資料3 1	就学前障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて	227
資料3 2	就学前障害児の発達支援の無償化実施に向けたスケジュールについて	228
資料3 3-1	児童福祉法施行令の一部を改正する政令案について（概要）	229
資料3 3-2	児童福祉法施行令の一部を改正する政令案	別冊1
資料3 4-1	児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令案について（概要）	231
資料3 4-2	児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令案	別冊1
資料3 5	就学前障害児の発達支援の無償化に当たっての補助金の交付について	233

※内閣府HPに幼児教育・保育の無償化に関する専用ページを開設しました。

本日の説明会資料も掲載しております。また、今後、幼児教育・保育の無償化に関する最新情報も掲載していくきますので、ご参照ください。

URL : <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/index.html>

子ども・子育て本部>ピックアップ>幼児教育・保育の無償化

9. 就学前障害児の発達 支援の無償化について

就学前障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて

資料31

無償化の対象となる就学前の障害児の発達支援の範囲については以下とおり。

サービス内容

児童発達支援
(児童福祉法第5条の2の2)

未就学児における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う

医療型児童発達支援
(児童福祉法第5条の2の2)

児童発達支援に加え、治療を行う

居宅訪問型児童発達支援
(児童福祉法第5条の2の2)

重度の障害児等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う

保育所等訪問支援
(児童福祉法第5条の2の2)

保育のため乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応支援を行う

福祉型障害児入所施設
(児童福祉法第42条)

施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う

医療型障害児入所施設
(児童福祉法第42条)

施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う

※1. 児童福祉法第21条の5の4における特例障害児通所給付費に係る利用者負担についても対象とし、通所特定費用(児童福祉法第21条の5の3)、入所特定費用(児童福祉法第24条の2)及び医療にかかる利用者負担を含めない。また、放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため無償化の対象とはならない。

※2. 医療型障害児入所施設には、指定発達支援医療機関を含む。

就学前障害児の発達支援の無償化実施に向けたスケジュールについて

資料32

2019(令和元)年度

2020(令和2)年度

▼幼児教育・保育の無償化の施行



●周知賃補助実施要綱案の発出、所要額調査
●指標補助要綱改正
(同時にやむ措置見直しも改正)

●システム改修要綱案の発出、所要額調査
●システム改修要綱案発出
●各種手引き事務処理要領の発出

国職員による自治体向け説明会（希望があった場合）

●無償化対象児童の確認方法・請求方法について重点的に説明

●施設・事業者への
説明

●制度周知
●制度説明

●補助金交付申請
●補助金交付決定

●補助金交付申請
●補助金内示

●補助金の交付決定

受給者証更新時のタイミングで随時
●受給者への
「無償化対象児童」の記載

児童福祉法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子どもの保護者の経済的負担を軽減する観点から、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、消費税率引上げの時期に合わせて令和元年10月から、3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育・保育の費用の無償化に併せて、就学前の障害児の発達支援に係る費用を無償化することとされた。

さらに、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）においては、放課後等デイサービスを除く全ての障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業）並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する方針が示された。

本政令案は、これらの方針を実現するため、所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

(1) 児童福祉法施行令の一部改正

- 障害児通所支援負担上限月額等又は障害児入所支援負担上限月額（以下「負担上限月額」という。）を定める規定（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条、第25条の2及び第27条の2）において、通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者（以下「保護者」という。）が今般の就学前の障害児の発達支援の無償化の対象となる3歳から5歳までの通所給付決定又は入所給付決定に係る障害児（以下それぞれ「無償化対象通所児童」又は「無償化対象入所児童」という。）を養育している場合の負担上限月額の考え方について、新たに規定する。
 - ・ 無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童のみを養育する保護者については、負担上限月額を0円とすること。
 - ・ 小学校就学前児童を複数養育する通所給付決定保護者又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯であって負担額算定基準者を複数養育する通所給付決定保護者については、一定の要件を満たす児童の指定通所支援に係る費用に100分の10又は100分の5を乗じて算出した額を合算した額を障害児通所支援負担上限月額等として算定するところ、これらの児童の中に無償化対象通所児童がいる場合には、その分を合算の対象外とすること。
 - ・ 上記のいずれにも該当しない無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童を養育する保護者の負担上限月額については、無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童のいずれにも該当しない児童の指定通所支援、

基準該当通所支援又は指定入所支援（以下「指定通所支援等」という。）に係る費用にのみ 100 分の 10 を乗じて算出した額を負担上限月額とすること。

- その他所要の改正を行う。

(2) 経過措置

- 無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童の指定通所支援等に係る費用の無償化は、この政令の施行日以後に行われる指定通所支援等について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例によることとする。

3. 根拠法令

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号、第 21 条の 5 の 4 第 3 項、第 21 条の 5 の 12 第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 24 条の 6 第 2 項

4. 公布日等

公布日：令和元年 5 月下旬（予定）

施行日：令和元年 10 月 1 日

**児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令
の一部を改正する省令案について（概要）**

1. 趣旨

就学前の障害児の発達支援の無償化に当たり、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「児福則」という。）及び障害児通所給付費等の請求に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 179 号。以下「請求省令」という。）について、所要の改正を行うもの。

2. 概要

- 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）の一部改正により、通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者が今般の就学前の障害児の発達支援の無償化に係る費用の対象となる通所給付決定又は入所給付決定に係る障害児（以下「無償化対象通所児童等」という。）を養育している場合の障害児通所支援負担上限月額等又は障害児入所支援負担上限月額の考え方について、新たに規定することとしている。
- これにより、無償化対象通所児童等がいる期間といない期間とでは、当該通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者に係る障害児通所支援負担上限月額等又は障害児入所支援負担上限月額は異なることになる。
- このことについて、児福則において、市町村又は都道府県は、障害児通所支援負担上限月額、障害児入所支援負担上限月額等に変更があったときには通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者に通知しなければならないとされているところ、今般の就学前の障害児の児童発達支援の無償化は、令の改正により障害児通所支援負担上限月額等又は障害児入所支援負担上限月額を一律に変更するものであり、通知を不要とする改正を行う。ただし、通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者から通知の求めがある場合は、この限りでないこととする。
- 令の一部改正により、入所給付決定保護者の児童に準ずる者について厚生労働省令で定める旨新たに規定することに伴い、入所給付決定保護者の児童に準ずる者について、入所給付決定保護者と生計を一にする者であって、当該入所給付決定保護者の児童であったもの又は当該入所給付決定保護者若しくはその配偶者の直系卑属であることとする旨の規定を新設する。
- 請求省令の様式第二について、「利用者負担上限月額①」の欄には、無償化対象通所児童等に係る請求の場合であっても無償化対象期間外と同様に市町村民税所得割の額に基づく利用者負担上限月額を記載するよう、欄外に明記する。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

令第 24 条、第 25 条の 2、第 27 条の 2 及び第 34 条

4. 公布日等

公布日：令和元年5月下旬（予定）

施行日：令和元年10月1日（予定）

就学前障害児の発達支援の無償化に当たっての補助金の交付について

自治体システム改修費への支援

令和元年度予算：24億円の内数（下記(1)～(3)の合計）

令和元年度に予定されている消費税改定に伴う報酬改定への対応等、必要となる都道府県及び市町村の障害者自立支援給付審査支払等システムの改修にかかる経費に対して助成を行う。

(1) 消費税改定に伴う報酬改定への対応

(2) 処遇改善への対応

(3) 就学前の障害児の発達支援の無償化への対応

【補助対象】 都道府県、市町村（特別区含む）

【補助割合】 定額 ((1)及び(2)については補助率1/2)
【補助額】 定額 ((1)及び(2)については補助率1/2)

【スケジュール（案）】

令和元年4月23日	実施要綱（案）発出、所要額調査
5月17日	所要額調査締切
6月上旬	交付要綱改正予定
6月中旬	内示予定

(備考) 例年度予算だが補助対象経費は年度によって異なり、本年のメニュー(1)～(3)については令和元年度限り。

広報・周知費への支援

令和元年度予算：1億円

障害児の発達支援無償化のために、管内の障害児サービス利用者及び障害児支援サービス事業者等への周知等に要する費用について補助する。

【補助対象】 都道府県、市町村（特別区含む）
【補助割合】 定額

【スケジュール（案）】
 令和元年6月上旬 交付要綱（案）発出、所要額調査
 6月下旬 所要額調査締切
 7月中旬 内示予定

(備考) 令和元年度限りの予算。

